ＮＴＴドコモ　グリーン購入法　対応状況

2024 年 6 月改訂版

株式会社 NTT ドコモ

改版履歴

版数	更新日	主な変更内容
1 版	2012 年 6 月 30 日	
2 版	2018 年 1 月 31 日	対応状況・対応機種の追加
3 版	2020 年 1 月 6 日	対応機種の追加
4 版	2021 年 10 月 1 日	判断基準・配慮項目の追加・対応機種の追加
5 版	2022 年 7 月 1 日	対応機種の追加
6 版	2023 年 9 月 1 日	判断基準・配慮項目の一部変更・対応機種の追加
7 版	2024 年 2 月 1 日	対応機種の追加
8 版	2024 年 6 月 7 日	適用範囲項目の追加・対応機種記載方法の変更

グリーン購入法について

循環型社会の形成のためには、「再生品等の供給面の取組」に加え、「需要面からの取組が重要である」という観点から、平成１２年５月に循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が制定されました。

適用範囲

NTT ドコモが提供する携帯電話及びスマートフォン（以下「携帯電話等」と呼称します)を適用範囲とします。

※タブレット及びデータ端末は、グリーン購入法の対象ではありません。詳しくは、環境省ホームページをご覧ください。
（https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/faq.html）

対応状況

NTT ドコモの「グリーン購入法　基本方針」の対応は本資料のとおりとなります。
基本方針は「判断基準」と「配慮事項」から構成されています。
なお、本資料に記載の内容は法律の改正、ドコモの取り組み状況に応じて適宜改定いたします。

判断の基準	ドコモの対応
①携帯電話又はPHSにあっては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。 ア.搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 イ.機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーショのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。 <備考４> 「搭載機器・機能の簡素化」とは、可能な限り通話及びメール機能等に限定することとする。	ソフトウェア更新への対応 対応機種に関しては、ネットワークを利用してソフトウェア更新が必要かどうかを確認して、必要なときに更新できる機能をご提供しています。
②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 <備考 5> 判断の基準②については、表の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていることを指す。	「表に掲げる評価基準」への取り組み状況は別表※１のとおりです。 なお、環境配慮設計の実施状況については、各メーカーのウェブサイトに掲載されています。

③使用済製品の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。	・「携帯電話リサイクル推進協議会」に参加し、「モバイル・リサイクル・ネットワーク」の活動を通じて、リサイクルの推進に努めております。 ・モバイル・リサイクル・ネットワークホームページ https://www.tca.or.jp/mobile-recycle/ ・ドコモホームページ https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/csr/ecology/resources/index.html ・ドコモグループサステナビリティレポート https://www.docomo.ne.jp/corporate/csr/report/
<備考 6> 判断の基準③の「回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。 回収のシステムについては、次の要件ア、イ及びウを満たすこと。 ア.製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。 イ.回収が適切に行われるよう、製品本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）が廃棄時に見やすく記載されていること。 ウ.製品の包装、同梱される印刷物、製品本体の取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済製品等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）の提供がなされていること。 マテリアルリサイクルのシステムについては、次の要件エ及びオを満たすこと。 エ.金属やプラスチック等を材料としてリサイクルするための取組がなされていること。 オ.部品の素材情報については、廃棄時に分別が容易なよう可能な限り記載されていること。	ア.電気通信事業者協会と連携して、自社・他社製品を問わずに回収する「モバイル・リサイクル・ネットワーク」を構築し、使用済み携帯電話等の回収、リサイクルの推進に努めています。 ドコモショップ等での回収の際は、携帯電話本体、バッテリー毎に分別して回収しております。また、お客様が安心してリサイクルにご協力いただけるよう、個人情報保護のため、回収した携帯電話本体を専用工具にて破砕しております。 イ.携帯電話本体への本体もしくは銘板（電池パックを外した本体側）に製品名、ブランド名が記載されております。 ウ.ドコモホームページにドコモショップでの回収をお伝えしております。 https://www.docomo.ne.jp/corporate/csr/ecology/resources/index.html#p01 エ.金属やプラスチックについてリサイクルの取組みを実施しております。 オ.本体、電池パック、充電器については、回収窓口にお持ちいただくだけで、適切に分別を行いますので、お客様に素材情報を意図いただく必要はありません。また箱等については、容器包装リサイクル法に基づき、適正な表示を行っております。
④回収した製品の部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。	回収した携帯電話のリサイクル処理によって再生された資源(金・銀・銅・パラジウムなど)は、工業原料として再利用しています。リサイクル工程から生じる残りかすはセメント原料として、プラスチック部材は補助燃料や再生プラスチックとして有効利用されています。 また、携帯電話に使われたプラスチックを熱分解し、B 重油相当の燃料油の精製に取り組んでいます。
⑤バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること（製品製造終了後 6 年以上保有）。 <備考 7> 判断の基準⑤の「製品製造終了後 6 年以上保有」については、スマートフォンにあっては、当該基準を満たす製品	「補修用性能部品（機能を維持するために必要な部品）」の最低保有期間は、製造打切り後 4 年間を基本としております。 ※本内容は各端末の取扱説明書に記載されております。

が市場に十分供給されるまでの期間は、「製品製造終了後３年以上保有」とする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。また、通信システムの切替え等にともない、当該機器が継続的に使用できない場合には適用しないものとする。	
⑥特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 <備考 8> 「特定の化学物質」とは鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。 <備考 9> 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表Ａ.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。 なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。	対応機種については、特定化学物質の含有基準値(注 1)を超えておりません。
⑦製品にプラスチックが使用される場合には、プラスチック重量に占める再生プラスチックの配合率及びバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率の情報が開示されていること。また、当該情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ＜備考 11＞ 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。 ＜備考 12＞ 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。 ＜備考 13＞ 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環 境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。 ＜備考 14＞ 「バイオマスプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率（プラスチック重量に占めるバイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合）を乗じたものとする。	グリーン調達ガイドラインにおいて、製品等にはプラスチックを可能な限り回避し、使用する場合は最小限に留め、可能な限り再生材料（リサイクル材料）やバイオマスプラスチックの使用することをメーカーへ要望し、取り組んでいます。

配慮事項	ドコモの対応
①製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。	携帯電話等メーカーと共同で改善に努めています。
②筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可能な限り減量または代替する取組がなされていること。 <備考 10> 「希少金属類」とは、昭和 59 年 8 月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された 31 鉱種（希土類は 17 元素を 1 鉱種として考慮）の金属をいう。	携帯電話等メーカーと共同で改善に努めています。
③機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること。	・可能な限り円滑に供給できるよう、docomo にて在庫管理されております。 ・取扱説明書については、docomo ホームページで公開しており、いつでも入手できます。
④筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。	携帯電話等メーカーと共同で改善に努めています。
⑤筐体又は部品（充電器含む。）にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。	グリーン調達ガイドラインにおいて、製品に使用する材料は、可能な限り再生材料を使用することをメーカーへ要望し、取り組んでいます。
⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	容器包装は簡易な包装に努めています ・包装材等は有害物質が排出されないなどの部材を使用し、負荷軽減に努めています ・包装材の再資源化については容器包装リサイクル法に従って処理しています。
⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	包装材の再資源化については容器包装リサイクル法に従って処理しています。
⑧製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。	グリーン調達ガイドラインにおいて、プラスチックの使用を可能な限り回避し、使用する資源を削減した上で、再生材料（リサイクル材料）や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）の使用することをメーカーへ要望し、取り組んでいます。

別表※１

リデュース 配慮設計	製品等の省資源化 （小型化、軽量化）	製品の容積や質量を、削減抑制していること。	メーカーと共同で取り組んでおります。
	製品の省電力化	製品の消費電力を抑制していること。 また、低消費電力技術等の開発に取り組んでいること。	
	製品の長寿命化	製品の信頼性、耐久性が維持又は向上していること。	
リユース 配慮設計	共有化設計	充電器等について、リユースが容易な設計になっていること。	
	分離・分解しやすい設計	リユースのための分離・分解が容易であること。	
リサイクル 配慮設計	リサイクル時の環境負荷軽減	希少な材料を含む部品や鉄、銅、アルミニウム等汎用金属類の種類が把握できていること。	
		複合材料の使用やリサイクルを阻害する加工等を削減していること。	
	分離・分解が容易な構造	再資源化原料として利用が可能な材料、部品にするための分離・分解が容易であること。	
		異種材料の分離が容易な構造であること。	
		リサイクルのための分離・分解が容易であること。	
	分別の容易性	リサイクルのための材料、部品等の材料判別が容易であること。	
		製品の筐体に使用するプラスチックの種類、グレードが可能な限り統一されていること。	

（注 1）

特定の化学物質	算出対象物質	含有率基準値 （wt%）
鉛及びその化合物 Pb	鉛	0.1
水銀及びその化合物 Hg	水銀	0.1
カドミウム及びその化合物 Cd	カドミウム	0.01
六価クロム化合物 Cr(Ⅵ)	六価クロム	0.1
ポリブロモビフェニル PBB	ポリブロモビフェニル	0.1
ポリブロモジフェニルエーテル PBDE	ポリブロモジフェニルエーテル	0.1

対応機種

NTT ドコモの携帯電話等における対応状況は、以下の通りです。
記載以外の携帯電話等については、直接各社にお問い合わせください。

Android™スマートフォン	製品 ｜ NTT ドコモ（docomo.ne.jp）
ドコモ ケータイ	
ドコモらくらくホン ・ あんしんスマホ	
ドコモキッズ	

※タブレット及びデータ端末は、グリーン購入法の対象ではありません。詳しくは、環境省ホームページをご覧ください。
（https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/faq.html）